

平成 29 年第 2 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 29 年 11 月 30 日（木曜日）

平成 29 年第 2 回臨時会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 29 年 11 月 30 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分開会

## 議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 号 会議録署名議員の指名  
日程第 2 号 会期の決定  
日程第 3 号 報告第 1 号 専決処分報告 (平成 29 年度富良野市一般会計補正予算 (第 3 号))  
日程第 4 号 議案第 1 号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について  
議案第 2 号 富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について  
議案第 3 号 旧富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
議案第 4 号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について

## 出席議員 (17 名)

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君			
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤 秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	渋 谷 正 文 君
	14 番	後 藤 英 知 夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬 寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

## 欠席議員 (1 名)

6 番 今 利 一 君

## 説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	若 杉 勝 博 君	市 民 生 活 部 長	長 沢 和 之 君
保 健 福 祉 部 長	鎌 田 忠 男 君	経 済 部 長	後 藤 正 紀 君
ぶどう果樹研究所長	川 上 勝 義 君	建 設 水 道 部 長	吉 田 育 夫 君
看 護 専 門 学 校 長	澤 田 貴 美 子 君	総 務 課 長	高 田 賢 司 君
財 政 課 長	藤 野 秀 光 君	企 画 振 興 課 長	西 野 成 紀 君

教育委員会委員長 吉 田 幸 男 君  
教育委員会教育部長 山 下 俊 明 君  
農業委員会事務局長 佐 藤 正 義 君  
監査委員事務局長 佐 藤 清 理 君  
公平委員会事務局長 佐 藤 清 理 君  
選挙管理委員会事務局長 大 内 康 宏 君

教育委員会教育長 近 内 栄 一 君  
農業委員会会長 東 谷 正 君  
監 査 委 員 宇佐見 正 光 君  
公平委員会委員長 中 島 英 明 君

事務局出席職員

事 務 局 長 川 崎 隆 一 君  
書 記 佐 藤 知 江 君

書 記 今 井 顕 一 君  
書 記 倉 本 隆 司 君

午前10時00分 開会  
(出席議員数17名)

### 開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成29年第2回富良野市議会臨時会を開会いたします。

### 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

岡 本 俊 君  
渋 谷 正 文 君

を御指名申し上げます。

#### 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長(川崎隆一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に、市長より提出の事件、報告第1号及び議案第1号から議案第4号、以上5件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、本臨時会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

#### 日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題いたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長黒岩岳雄君。

議会運営委員長(黒岩岳雄君) -登壇-

議会運営委員会より、本日をもって招集されました平

成29年第2回臨時会が開催されるに当たり、本日、委員会を開催し、運営について審議いたしました結果について報告いたします。

本臨時会に提出されました事件数は、市長からの提出案件5件で、内容は、条例4件、報告1件でございます。

委員会では、会期を本日1日とし、案件の審議を願うことで委員会の一致を見た次第であります。

よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

#### 日程第3

報告第1号 専決処分報告(平成29年度富良野市一般会計補正予算(第3号))

議長(北猛俊君) 日程第3、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日付で、平成29年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

本件につきましては、平成29年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙経費の追加でございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、平成29年度富良野市一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1,461万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億1,598万2,000円とするものでございます。

その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

2款総務費は、4項選挙費2目衆議院議員選挙費で、1,461万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

16款道支金は、3項委託金1目総務費委託金で、衆議院議員選挙委託金1,461万5,000円の追加でございま

す。

以上、平成29年度富良野市一般会計補正予算の専決処分について御報告申し上げました。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、質疑を受けます。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

#### 日程第4

議案第1号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について

議案第2号 富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第3号 旧富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第4号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第4、議案第1号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について、議案第2号、富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第3号、旧富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第4号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成29年8月の人事院勧告を参考に、富良野市議会議員の期末手当額の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給額を4.3カ月分から4.4カ月分に引き上げるものでございます。

第1条は、平成29年度の12月に支給する期末手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、平成30年度の期末手当額について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日を、第1条は公布の日から、第2条は平

成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第2号、富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、議案第1号と同様、平成29年8月の人事院勧告を参考に、富良野市長、副市長及び教育長の期末手当額の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給額を4.3カ月分から4.4カ月分に引き上げるものでございます。

第1条は、平成29年12月に支給する期末手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、平成30年度の期末手当額について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日を、第1条は公布の日から、第2条は平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第3号、旧富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、議案第1号及び議案第2号と同様、平成29年8月の人事院勧告を参考に、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第2条で規定される、なお効力を有するものとされる旧富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例に基づく教育長の期末手当額の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給額を4.3カ月分から4.4カ月分に引き上げるものでございます。

第1条は、平成29年度の12月に支給する期末手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、平成30年度の期末手当額について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日を、第1条は公布の日から、第2条は平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第4号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、議案第1号、議案第2号及び議案第3号と同様に、人事院勧告を参考に、職員の給料及び勤勉手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

内容につきましては、勤勉手当額の支給割合並びに給料表の改定でございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、平成29年12月に支給する職員及び再任用職員の勤勉手当額の支給割合の改定及び別表第1、別表第2の給料表の改定で、平均0.2%を引き上げようとするものでございます。

第2条は、平成30年4月以降に支給する6月及び12月の勤勉手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日を、第1条は公布の日から、第2条は平成30年4月1日からとし、別表第1及び別表第2の給料表の改定は、平成29年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、既に支給分の給与は、改定後の規定による給与の内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、順次、本件4件の質疑を行います。

初めに、議案第1号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について、質疑ございませんか。

4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） 今回のこの議案について、全般を通して質問させていただきます。

説明の中で、人事院勧告の事柄が要因で条例を改正するというようにありましたが、この人事院勧告がベースアップした理由がわかればお聞かせいただきたい。

あわせて、市議会議員の報酬、また、特別職の市長、副市長、教育長という部分と、一般職員については査定の方の中でラスパイレ指数が勘案されているのかなというふうに思っておりますけれども、その辺の考え方についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

本市、地方自治体の給与決定ということでありましてけれども、通常、国は、人事院勧告に基づいてその内容で行います。それから、都道府県あるいは政令市等々、人事委員会を持っている団体についてはその部分で実施されます。ただ、富良野市のような小規模団体においては人事委員会を持っておりませんので、国の勧告を参考にしながら労使協議を経て決定していきまして、最終的にはこの議会で決定をさせていただくということでありまして。

人事院勧告のベースアップの根拠という部分では、これは毎年ですが、5月ぐらいから、民間給与と官民較差あるというようなことで、昔は大企業だけだったのでございますけれども、いまは50人以上の企業の調査を行い、民間給与と公務の部分と比較し、その結果、下がってれば下げるし、上がってれば上げるということになっております。ここ4年は民間も上がっていきまして、ことしにつきましても先ほど提案説明いたしました平均0.2%ということですが、特に、この4年間の傾向としては、初任給

を含めて若い人たち、若年層のベースアップが多く、中高年齢層については今回でいけば400円程度という中身でございます。そうした内容で人事院勧告がなされ、私どもはそれを見ながら判断させていただいているということでもあります。

次に、2点目の特別職、そして議会、一般職の部分ですが、一般職の手当につきましては勤勉手当で実施をしないという勧告内容であります。特別職の場合は、勤勉手当という概念がありません。従来から、期末手当ということで職員同様の幅で改定させていただいております。

なお、ラスパイレ指数というのは、年齢層別に5歳刻みでやっていきますので、それは結果としてこの後で反映されているということです。ラスパイレ指数が高いから本市は下げる云々というような話ではないと御理解いただければと思います。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） それでは、基本的に、地方行政のいわゆる財政的な部分も含めて、その部分の調整ができるということであるのかなというふうに思います。

今回の人事院勧告の部分で、全国的に報酬がふえる分が1,370億円と聞いております。基本的に、富良野市自体が今回ベースアップするというのは、先ほど説明のあった50人以上の事業所の給与を見て、どのように比較しながら検討されたのか、あるいは、国がこういう基準を持ってベースアップをしたから、富良野市に当てはめても差し支えないだろうということで検討されたのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。

本市の判断ということですが、いまは富良野の民間ベースというようなニュアンスなのかなと思いますけれども、それを行うとすれば非常に手間も時間もかかります。ただ、公務という部分では、50人以上の事業所に対して全国的な調査がなされておりますので、私どもは、これに倣って、これも見ながら参考として決定させていただいております。富良野市が独自に調査して今回の議案として提出させていただいているものではないということでもあります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号、富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号、旧富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第4号の質疑を終わり、本件4件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件4件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件4件は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第2回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 30 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 岡 本 俊

署名議員 洪 谷 正 文